受付（電子申請）

雇用保険被保険者離職証明書(事業主控)

25-01415605

(1) 被保険者番号	5114 － 925258 － 9	(3) フリガナ	サルワタリ　アキヒロ	(4) 離職年月日	令和	年 7	月 3	日 31
(2) 事業所番号	1309 － 642779 － 2	離職者氏名	猿渡　章博					

(5) 事業所 名称	株式会社REVIVE	(6) 離職者の住所又は居所	〒 175 －0092 板橋区赤塚６丁目３７－２０　レクエルドアカネ１０２
所在地	東京都練馬区石神井町３－２７－１６　2階		
電話番号	080 － 9210 － 0930	電話番号	090 － 5804 － 6762
事業主 住所	東京都練馬区石神井町３－２７－１６　2階	※離職票交付	令和　7 年　4 月　28 日
氏名	株式会社REVIVE　代表取締役　堀井 尚毅	(交付番号	25-01415605 番)
			池袋公共職業安定所

離職の日以前の賃金支払状況等

(8) 被保険者期間算定対象期間 (A) 一般被保険者等 離職日の翌日		(B)短期雇用特例被保険者	(9) (8)の期間における賃金支払基礎日数	(10) 賃金支払対象期間	(11) (10)の基礎日数	(12) 賃金額 (A)	(B)	計	(13) 備考
3月 1日～離職 日		離職月	31日	3月 1日～離職 日	31日	0	0		未計算
2月 1日～ 2月28日		月	28日	2月 1日～ 2月28日	28日	349896	0	349896	
1月 1日～ 1月31日		月	31日	1月 1日～ 1月31日	31日	349896	0	349896	
12月 1日～12月31日		月	31日	12月 1日～12月31日	31日	349896	0	349896	
11月 1日～11月30日		月	30日	11月 1日～11月30日	30日	349896	0	349896	
10月 1日～10月31日		月	31日	10月 1日～10月31日	31日	349896	0	349896	
9月 1日～ 9月30日		月	30日	9月 1日～ 9月30日	30日	349896	0	349896	
8月 1日～ 8月31日		月	31日	月 日～ 月 日	日				
7月 1日～ 7月31日		月	31日	月 日～ 月 日	日				
6月 1日～ 6月30日		月	30日	月 日～ 月 日	日				
5月 1日～ 5月31日		月	31日	月 日～ 月 日	日				
4月 1日～ 4月30日		月	30日	月 日～ 月 日	日				
3月 1日～ 3月31日		月	31日	月 日～ 月 日	日				

(14) 賃金に関する特記事項

(04 ****)

事業主は、公共職業安定所からこの離職証明書（事業主控）の返付を受けたときは、これを４年間保管し、関係職員の要求があったときは提示すること。
本手続きは電子申請による申請も可能です。本手続きについて、電子申請により行う場合には、被保険者が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるものを本離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることができます。
また、本手続きについて社会保険労務士が電子申請による本届書の提出に関する手続を事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるものを本届書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

社会保険労務士記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏名	電話番号
	令和　7年　4月 23日 提出代行者	熊沢　奈実	03 － 6384 － 2345

１７条付記

(7) 離職理由欄 ・・・ 事業主の方は、離職者の主たる離職理由が該当する理由を左の事業主記入欄の□の中から選択し、下の具体的事情記載欄に具体的事情を記載してください。
【 離職理由は所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合があり、適正に記載してください。】

事業主記入欄	離職理由
	1　事業所の倒産等によるもの
¨	（1）倒産手続開始、手形取引停止による離職
¨	（2）事業所の廃止又は事業活動停止後事業再開の見込みがないため離職
	2　定年によるもの
¨	定年による離職　（定年　　歳）
	定年後の継続雇用 [¡ を希望していた（以下のａからｃまでのいずれかを１つ選択してください） ¡ を希望していなかった]
	¡ a　就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当したため（解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合も含む。）
	¡ b　平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったため
	¡ c　その他（具体的理由：　　）
	3　労働契約期間満了等によるもの
¨	（1）採用又は定年後の再雇用時等にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職
	（１回の契約期間　　箇月、通算契約期間　　箇月、契約更新回数　　回）
	（当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を短縮し、その上限到来による離職に該当 ¡ する・¡ しない）
	（当初の契約締結後に契約期間や更新回数の上限を設け、その上限到来による離職に該当 ¡ する・¡ しない）
	（定年後の再雇用時にあらかじめ定められた雇用期限到来による離職で ¡ ある・¡ ない）
	（４年６箇月以上５年以下の通算契約期間の上限が定められ、この上限到来による離職で ¡ ある・¡ ない）
	→ある場合（同一事業所の有期雇用労働者に一様に４年６箇月以上５年以下の通算契約期間の上限が平成24年８月10日前から定められて ¡ いた・¡ いなかった）
¨	（2）労働契約期間満了による離職
	¡［1］下記［2］以外の労働者
	（１回の契約期間　　箇月、通算契約期間　　箇月、契約更新回数　　回）
	（契約を更新又は延長することの確約・合意の ¡ 有・¡ 無（更新又は延長しない旨の明示の ¡ 有・¡ 無））
	（直前の契約更新時に雇止め通知の ¡ 有・¡ 無）
	（当初の契約締結後に不更新条項の追加が ¡ ある・¡ ない）
	労働者から契約の更新又は延長 [¡ を希望する旨の申出があった ¡ を希望しない旨の申出があった ¡ の希望に関する申出はなかった]
	¡［2］労働者派遣事業に雇用される派遣労働者のうち常時雇用される労働者以外の者
	（１回の契約期間　　箇月、通算契約期間　　箇月、契約更新回数　　回）
	（契約を更新又は延長することの確約・合意の ¡ 有・¡ 無（更新又は延長しない旨の明示の ¡ 有・¡ 無））
	労働者から契約の更新又は延長 [¡ を希望する旨の申出があった ¡ を希望しない旨の申出があった ¡ の希望に関する申出はなかった]
	¡ a　労働者が適用基準に該当する派遣就業の指示を拒否したことによる場合
	¡ b　事業主が適用基準に該当する派遣就業の指示を行わなかったことによる場合（指示した派遣就業が取りやめになったことによる場合を含む。）
	（aに該当する場合は、更に下記の５のうち、該当する主たる離職理由を更に１つ選択してください。該当するものがない場合は下記の６を選択した上、具体的な理由を記載してください。）
¨	（3）早期退職優遇制度、選択定年制度等により離職
¨	（4）移籍出向
	4　事業主からの働きかけによるもの
¨	（1）解雇　（重責解雇を除く。）
¨	（2）重責解雇　（労働者の責めに帰すべき重大な理由による解雇）
	（3）希望退職の募集又は退職勧奨
¨	［1］事業の縮小又は一部休廃止に伴う人員整理を行うためのもの
¨	［2］その他（理由を具体的に　　）
	5　労働者の判断によるもの
	（1）職場における事情による離職
¨	［1］労働条件に係る問題（賃金低下、賃金遅配、時間外労働、採用条件との相違等）があったと労働者が判断したため
¨	［2］事業主又は他の労働者から就業環境が著しく害されるような言動（故意の排斥、嫌がらせ等）を受けたと労働者が判断したため
¨	［3］妊娠、出産、育児休業、介護休業等に係る問題（休業等の申出拒否、妊娠、出産、休業等を理由とする不利益取扱い）があったと労働者が判断したため
¨	［4］事業所での大規模な人員整理があったことを考慮した離職
¨	［5］職種転換等に適応することが困難であったため（教育訓練の ¡ 有　・ ¡ 無　）
¨	［6］事業所移転により通勤困難となった（なる）ため（旧（新）所在地：　　）
¨	［7］その他（理由を具体的に　　）
þ	（2）労働者の個人的な事情による離職（一身上の都合、転職希望等）
¨	6　その他（１－５のいずれにも該当しない場合）（理由を具体的に　　）

具体的事情記載欄（事業主用）　必ず記載してください。
一身上の都合

注１　離職証明書の提出の際には、（７）欄の離職理由を確認できる資料をご持参ください。詳しくは「雇用保険被保険者離職証明書についての注意」をご覧ください。

注２　虚偽の離職理由を記載して、失業等給付を受けたり又は受けようとした場合には不正受給として処分されますので、適正に記載してください。事業主が不正行為をした場合にも、不正に受給した者と連帯して、同様に処分がされますのでご注意ください。